

# どこまでも行こう VS 記念樹

東高140906

## 本質的な特徴を直接感得できる編曲は同一性保持権を侵害

著作権法は、楽曲の「**編曲**」(2条1項11号、27条)について、特に定義を設けていない。言語の著作物の「**翻案**」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を**直接感得**することのできる**別の著作物**を創作する行為をいう  
(最高裁130628 江差追分事件)

「**編曲**」とは、「**原曲**」に**依拠**し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう

**どこまでもいこう**：昭和41年にブリヂストンのCM  
中学校の音楽教科書に収録され、長く歌い継がれる大衆歌謡ないし唱歌

どこまでも行こう  
道は厳しくとも  
口笛を吹きながら  
走って行こう



## 編曲権及び氏名公表権を侵害

平成15年3月11日 上告を却下